

「申35号」本日提出！

高崎線鴻巣～北鴻巣間羽生街道踏切において列車の抑止をせず 通行者(車)を通行させた事象に関する申し入れ

2021年1月21日、高崎線鴻巣～北鴻巣間羽生街道踏切において「踏切鳴動持続時に通行者(車)を通行させる際の取扱いについて(通達)」(高総安第112号)及び「踏切保安装置リセット時の安全確認チェック表の改訂について(連絡)」(高設信第299号)を逸脱し、係員の判断で列車の抑止をせずに通行者(車)を通行させた事象が発生しました。2021年2月1日は、飯山線大根原踏切の事故から10年の節目であり、深澤社長は事故現場に赴き「改めて、ご冥福をお祈り申し上げます。このような事故を二度と起こさない決意で対策を行ってきた」と述べたことに反することから、職場では疑問の声も出されています。また、非常に重大な事象であるにも関わらず内容が明らかにされていません。私たちは、再び悲惨な事故を起こすことのないよう、原因の究明と周知の徹底が必要であると考えています。よって、下記の通り申し入れますので、会社側の真摯な回答を求めます。

1. 本事象が発生した原因と背後要因を明らかにすること。
2. 本事象について本社に報告した内容を明らかにするとともに速報、安全情報、事故情報等が掲出されていない理由を明らかにすること。
3. 本事象における本社及び高崎支社の再発防止対策を明らかにすること。
4. 本事象についての事故情報等を掲出し、全社員に対して事象の周知と再発防止に向けた教育を早急を実施すること。また、踏切故障の際は、適正な判断を行うことのできる管理者を現地責任者とする。

事象を明らかにし、二度と悲惨な事故を繰り返さないように闘おう！